

# 経済産業省

20160602資 第15号

平成28年6月27日制定

20161213資 第4号

平成28年12月22日一部改正

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項の規定による託送供給約款の認可に係る審査基準等

経済産業大臣 世耕 弘成

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第18条第1項の規定による託送供給約款の認可等及び同法附則第19条第4項の規定による最終保障供給に係る約款によらない最終保障供給の特例承認等に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び同法第12条第1項の処分の基準は、次のとおりとする。

## 第1 審査基準

### （1）改正法附則第18条第1項本文の規定による託送供給約款の認可

改正法附則第18条第1項の規定による託送供給約款の認可に係る審査基準については、同条第2項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、「電気事業法等の一部を改正する法律附則第十八条第一項の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金審査要領」（別添）のとおりとする。

### （2）改正法附則第18条第4項の規定による託送供給約款以外の供給条件の認可

改正法附則第18条第4項の規定による託送供給約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、例えば、天災地変等により災害を受けた地域におけるガスを供給する事業に係る場合、緊急的若しくは一時的なガスを供給する事業に係る場合、託送供給約款において想定されているガスを供給する事業と比べて、負荷率、倍率が著しく低いガスを供給する事業若しくは需要量が著しく大きなガスを供給する事業に係る場合など、一般的な供給条件になじまない場合、又は一般的な供給条件による供給が不適當なものとして次のいずれにも該当する特定導管（使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後五年を経過していないものに限る。）による託送供給である場合か否か、といった観点から判断するものとする。

- 一 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長（当該地域における部分に限る。）の過半が他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置されるものである場合における当該他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置される導管（当該地域における部分に限る。）

二 他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用するガス供給設備（十五トン／h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

（3）改正法附則第19条第4項の規定による最終保障供給に係る約款によらない最終保障供給の特例承認

改正法附則第19条第4項の規定による最終保障供給に係る約款によらない最終保障供給の承認に係る審査基準については、同項に基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、以下のような約款として定めるに馴染まない場合とする。

天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

## 第2 処分の基準

改正法附則第19条第2項の規定による最終保障供給に係る約款の変更命令

改正法附則第19条第2項の規定による最終保障供給に係る約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、以下のような場合とする。

### ① 同項第1号関係

最終保障供給に係る約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合

### ② 同項第4号関係

一般ガス事業者が定める最終保障供給に係る約款が、当該一般ガス事業者が自主的に公表した標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）と比べて、不当に高いものであるため、当該最終保障供給に係る約款により供給を受けるガスの使用者の利益を著しく阻害するおそれがある場合（ただし、当該最終保障供給に係る供給能力を確保するために、標準メニューに比べて高いコストを要する場合であって、標準メニューに比べて合理的なコストアップを反映した価格を設定するときは、原則として該当しない。）

なお、上記の判断に当たっては、ガスの使用者と一般ガス事業者との間に最終保障供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

## 附 則

この訓令は、平成28年7月29日から施行する。

## 附 則 （平成28年12月22日付け20161213資第4号）

この訓令は、平成28年12月26日から施行する。

(別添)

電気事業法等の一部を改正する等の法律  
附則第十八条第一項の規定に基づき一般  
ガス事業者が定める託送供給約款で設定  
する託送供給約款料金審査要領

## < 目 次 >

### 第1章 総則

### 第2章 「原価等の算定」に関する審査

#### 第1節 基本的考え方

#### 第2節 比較査定対象ネットワーク費用

#### 第3節 個別査定対象ネットワーク費用

#### 第4節 事業報酬

#### 第5節 控除項目

### 第3章 「料金の計算」に関する審査

#### 第1節 「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」に関する審査

#### 第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

# 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金 審査要領

## 第1章 総則

### 1. 基本方針

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第18条第1項の規定に基づき、同項に規定する一般ガス事業者（以下単に「一般ガス事業者」という。）が定める託送供給約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

- (1) この審査に当たっては、認可の申請がなされた託送供給約款料金が、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令（平成28年経済産業省令第〇〇号。以下「算定省令」という。）に則って算定されていることを前提とする。
- (2) 算定省令第2条における「一般ガス導管事業等（一般ガス導管事業（最終保障供給を行う事業を除く。）及び新ガス事業法第55条第1項に規定する特定ガス導管事業をいう。）を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額」については、一般ガス事業者が申請した原価等について、その適正性を審査するものとする。
- (3) 算定省令における「託送供給約款料金の算定」（算定省令第3章）については、料金が定率又は定額をもって明確に定められるとともに、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないか否かを審査するものとする。
- (4) これらの審査の結果については、認可申請を行った一般ガス事業者（以下「申請一般ガス事業者」という。）に対して指摘するものとする。
- (5) この指摘を踏まえ、申請一般ガス事業者が申請を適正に補正したと認められる場合の当該申請に係る託送供給約款料金は、新ガス事業法附則第18条第2項の認可基準に適合していると認められるものとする。

### 2. 用語の意義

この要領において使用する用語は、改正法第5条の規定による改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「新ガス事業法」という。）、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）、算定省令及びガス事業託送供給収支計算規則（平成16年経済産業省令第102号。以下「託送収支規則」という。）において使用する用語の例による。

### 3. 原価算定期間

算定省令第2条第1項に規定する原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年間とすること

も認める。

## 第2章 「原価等の算定」に関する審査

改正法附則第18条第2項第1号に規定する「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」についての審査は、以下の観点から行うこととする。

### 第1節 基本的考え方

比較査定対象ネットワーク費用及び個別査定対象ネットワーク費用のうち需給調整費については、経済産業大臣が別に告示する値を用いて、算定省令に定める方法に基づき適正に算定されているか否かにつき審査することとする。

個別査定対象ネットワーク費用（需給調整費を除く。）については、料金認可時に原価として認めることが適当であるか否か、また、申請一般ガス事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定された額であるか否かについて審査することとする。

### 第2節 比較査定対象ネットワーク費用

算定省令第4条の規定に基づいて申請一般ガス事業者が算定した営業費のうち、比較査定対象ネットワーク費用については、前節の基本的考え方を踏まえ、次のとおり審査するものとする。

1. 実績コストについては、実績単価が経済産業大臣が別に告示する値となっているか否か、3月末の導管総延長の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否かを確認する。
2. 基準コストについては、基準単価が経済産業大臣が別に告示する値となっているか否か、3月末の導管総延長の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否かを確認する。
3. 適正コストについては、算定省令別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。
4. 経営効率化目標額については、託送収支規則第5条の規定により整理された託送収支規則様式第3第2表の平成27年度当期超過利潤累積額と同額になっているか否かを確認する。
5. 補正適正コストについては、算定省令別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

### 第3節 個別査定対象ネットワーク費用

算定省令第4条の規定に基づいて申請一般ガス事業者が算定した営業費のうち、個別査定対象ネットワーク費用については、第1節の考え方にに基づき、次のとおり審査するものとする。

1. 需給調整費については、これに係る実績単価、基準単価及び製造設備簿価が経済産業大臣が別に告示する値となっているか否か、必要調整力及び振替供給能力の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、算定省令別表第1第1表(2)に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。
2. 修繕費については、一般ガス事業者一律に設定するのではなく、各一般ガス事業者ごとに、算定省令別表第1第1表(3)に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否か、算定根拠が実績を踏まえて妥当であるか否かを確認する。
3. 設備関係費(減価償却費、固定資産除却費)については、経営効率化を評価するに当たっては、一般ガス事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものであって、複数の調達先があるものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認める。  
また、固定資産除却費については、除却物品の帳簿原価等から当該除却物品の適正な売却価額の見積額を控除することを前提に原価への算入を認める。
4. バイオガス調達費については、算定省令別表第1第1表(3)に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。
5. 需要調査・開拓費については、年間開発ガス量の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、託送料金収入額増加額が年間開発ガス量に基づき適切に算定されているか否かを確認する。

#### 第4節 事業報酬

算定省令第6条の規定に基づいて申請一般ガス事業者が算定した事業報酬については、第1節の基本的考え方を踏まえ、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

1. レートベース

算定規則別表第1第2表に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

2. 事業報酬率

経済産業大臣が別に告示する値を用いて、適正に算定されているか否かを審査する。

#### 第5節 控除項目

算定省令第7条の規定に基づいて申請一般ガス事業者が算定した控除項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請一般ガス事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かを審査するものとする。

### 第3章 「料金の計算」に関する審査

#### 第1節 「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」に関する審査

改正法附則第18条第2項第3号に規定する「料金が定率又は定額をもって明確に定めら

れていること。」については、あらかじめ料金表等において明確に定められている定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものをもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かを審査するものとする。

## **第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査**

同項第5号に規定する「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、託送供給の相手方となる全ての者に対して平等であるか否かを審査するものとする。